

■四ツ谷のげんばから■

「亡くなった友人の医療費を立て替えていたのですが…」

高齢者担当課の職員さんから、お電話をいただきました。

- ・ Aさん（90歳代）が、先日、亡くなりました。
- ・ Bさん（70歳代）は、Aさんと長年付き合いがあったので、後で清算すればよいと思ってAさんの医療費を立て替えていたところ、Aさんの容体が急変し亡くなりました。
- ・ Aさんには、法定相続人にあたる親族はいないようです。
- ・ Bさんは、立て替えた医療費をなんとか清算してほしいと思っているのですが、Aさんの預金から勝手にお金をおろしたりもできず、困っています。

Aさんに法定相続人がいれば、債務も引き継がれるため、Bさんは、法定相続人に対し、立て替えたお金の清算を求めることができます。

法定相続人がひとりもないときは、利害関係人は、家庭裁判所に申立てをして、「相続財産清算人」という人を選んでもらうことができます。相続財産清算人は、被相続人（亡くなった方）の債権者などに対してその債務を支払い、相続財産の清算などを行います。

Bさんの場合、Aさんの相続財産清算人を家庭裁判所に選んでもらえれば、相続財産清算人がAさん名義の預金などの相続財産から、立て替えた医療費などを清算してくれる場合があります。

そこで、Bさんには、法テラスの無料法律相談をご紹介し、相続財産清算人を選んでもらうための手続の具体的な内容について、弁護士から説明を受けていただくことを勧めました。

諦めるしかないかなという問題でも、弁護士に相談することでうまく解決できることがありますので、ぜひともお気軽にお電話ください。

＜このお話は実例を参考にしたフィクションです。＞

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み²がありましたら、ぜひご利用ください（ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ ご本人（被支援者様）からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/> をご参照ください。

² 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧



日本司法支援センター

法テラス